

区割り意見二次募集について

1 巻町の取り扱い

すべての区割りパターンに巻町を含めて提示し、巻町を含めた14市町村の住民の皆さんから区割りについて意見を伺います。

現在、巻町との合併協議は任意協議会を終了し、法定協議会が設置されました。また、一次集約でも「巻町を含めて考えるべき」という意見が98件出されたところです。このことから、巻町を含めたパターンを提示することとしました。

パターンについては区割りについてA案・B案・C案の3案で一次意見募集を行ったこと、3案に巻町を含めてもパターンが成り立つことから、A案・B案・C案を基本として巻町を含めたパターンとしました。

2 パターンの変更・追加について

(1) 一次集約結果の傾向

4区・5区について石山地区は新潟市域でまとめ、横越町・亀田町は分離する。
(180件)

西蒲原郡を割らないでほしい。(57件)

小中学校区が分断されないように区割りすべき。(109件)

新潟市高美町は鳥屋野地区の区割り内を要望する。(80件)

(2) 変更・追加パターン

出された意見で件数の多い上記の意見の傾向を踏まえ、下記のとおり5つのパターン（A変更案・B変更案・C変更案・D案・E案）としました。

各案共通

小学校の通学区域を区割り線が通らないパターンとしました。

修正対象小学校（新潟市のみ）

小学校	A案	A変更案	B案	B変更案	C案	C変更案	D案	E案
沼垂小学校	2区,3区	⇒3区			2区,3区	⇒3区		2区
五十嵐小学校			3区,7区	⇒3区			3区	
江南小学校	2区,4区	⇒4区	2区,4区	⇒4区	2区,4区	⇒4区		3区
青山小学校	3区,6区	⇒6区			3区,7区	⇒7区		6区

- ・ 新潟市において、小中学校の通学区域と支所・地区事務所・連絡所の境界が一致していない箇所がありますが、一次意見募集の際のパターンとしては、小中学校の通学区域を跨ぐ形に区割り線が通ったとしても、小学校の通学区域はなお、従前のおりであり、それをもって通学区域の変更や学校の統廃合につながるものではないと考えられることから、支所等の境界を考慮して区割りしました。
- ・ しかしながら、小中学校の通学区域は地域のコミュニティ活動の単位と考えられることから、小中学校の通学区域と行政区の区域を一致させる方が望ましいと考え、今回のパターンでは、一部で校区の分断箇所がある小学校区については、小学校区の境界を区割り線とすることにしました。
- ・ 行政区は、明瞭な地形・地物で区画したほうが、住民の意識においても区画線を意識しやすくなり望ましいと考えますが、小学校界の一部に見られるような排水路跡や民地境界などを境界とした場合でも、具体的に不都合が生じるものではないと考えられます。
- ・ 先行する政令指定都市においても、地域住民との協議の結果、民地境界を区割り線としているところもあります。
- ・ 実際、本市の区割りにあっても、行政区画審議会の答申後ないしは審議中において、さらに住民意見を聞きながら、必要箇所の微調整を行っていく必要があると考えます。

新潟市高美町を鳥屋野地区と同じ区とするパターンとしました。

- ・ 「高美町は鳥屋野地区と同じ区を望む」という意見が高美町の住民から多く寄せられました。
- ・ 高美町を鳥屋野地区と同じ区にすると、結果的に東曾野木小学校区内に区割り線が通ってしまうものの、高美町地区は東曾野木小学校・鳥屋野小学校の共通学区で、すべての児童が鳥屋野小学校に通っている状態です。
- ・ 高美町の東側の上沼地区からは要望は出されず、小学校も共通学区ではなく、すべての児童が東曾野木小学校に通っている状態です。
- ・ このことから、鳥屋野潟放水路以北の曾野木地区のうち高美町を鳥屋野地区と同じ区とするようパターンを修正しました。
- ・ 実際、区割りにあたっては、行政区画審議会の答申後ないしは審議中において、さらに住民意見を聞きながら、必要箇所の微調整を行っていく必要があると思われます。

D案

4区のうち、新潟市石山地区は新潟市域でまとめ、横越町・亀田町と分離するパターンを新たに作成しました。

最も多かった意見は「5区の新津市、小須戸町に亀田町、横越町を加えて、中蒲原郡でまとまるべきである。4区は石山地区事務所管内と南地区事務所管内の全域とすべきである」というものでしたが、市域全体を表わした意見ではないことから、最も賛同意見の多かったB案を基本とし、以下の点から、石山地区事務所所管区域のうち石山地区のみを新潟市域でまとめ、現2区と併せ、その他を4区にするパターンとしました。

- ・ 4区の形状が不整形で区としての一体性の確保、行政サービスの効率的な提供等を考えると避けるべきであると考えられること。
- ・ また、石山地区は市街化が進んだ地域であり、市街地が駅南地区と連たんしている。市街化調整区域の多い大江山地区とその性格が異なっていると考えられること。
- ・ そのような意味で、大江山地区と曾野木・両川地区は同様な性格を有し、横越町、亀田町とも亀田郷という歴史的なつながりを有していると考えられること。
- ・ さらに、石山地区は現在2区に含まれる木戸地区とともに旧石山村を形成し、昭和18年に新潟市と合併しており、大江山村、曾野木村及び両川村は同32年まで、それぞれ独立した村として存在していたこと。

E 案

味方村を除いた西蒲原郡を一つの区とするパターンを作成しました。

- ・ 西蒲原郡を割らないでほしいとの意見が多く出されていること。
- ・ 白根市と生活圏が一体化している味方村を除いた西蒲原郡での一体性もあると考えられること。

A 案，C 案の 2 区・3 区を一つの区とするパターンを作成しました。

- ・ 2 区・3 区で沼垂小学校の通学区域を区割り線が通らないように，その通学区域の境界を区割り線としても，東新潟中学校の通学区域内には区割り線が通ること。
- ・ 国・県の行政機関が立地し，駅・港・空港という機能のネットワークがあると考えられること。
- ・ 古くからの中心地である中央地区と沼垂地区というまとまりと，信濃川以東での連続した市街地のまとまりがあると考えられること。

以上のことから，C 案を基本とし，パターンを作成しました。